

豊丘村電気料金高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格・物価高騰の影響を受ける村内事業者の事業継続支援を目的に、豊丘村電気料金高騰対策支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付等に関し、補助金等交付規則（平成2年豊丘村規則第4号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 個人事業主にあつては村内に住所を有し、法人にあつては村内に事業所を有する事業者であること。
- (2) 事業を1年以上継続しており、今後においても事業を継続する意思があること。
- (3) 前年度の電気料金が30万円以上であること。
- (4) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）について他の公的制度に基づく補助金を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助対象者としてしない。

- (1) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であつて、村長が不適格であると認める者
- (2) 法令及び公序良俗に反する事業を行う者
- (3) 村税等に滞納がある者
- (4) その他村長が適当でないと認める者

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、補助対象者がその業務を行う上で令和4年4月以降の任意の連続する3ヶ月に使用した電気代の合計額から、前年同月に使

用した電気代の合計額を差し引いた額に4を乗じた額とする。

(補助金の額、交付回数及び補助金上限額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の20%（算出した補助金額に千円未満の端数があるときはこれを切り捨てた額）とする。ただし、補助金の交付は1回限りとし、補助金額の上限は30万円とする。

(補助金の交付申請及び請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊丘村電気料金高騰対策支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に必要書類を添付して、村長に提出しなければならない。

2 補助金の申請期間は、この要綱の公布の日から令和5年2月28日までとする。

(交付額の決定及び確定)

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、豊丘村電気料金高騰対策支援事業補助金交付決定兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(不当利得の返還)

第7条 村長は、補助金の交付決定を受けた者が偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたものと認めた時は、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する金額を返還させることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する